

## 医療法人制度について

(昭和 25 年 8 月 31 日)

(医収第 454 号)

(島根県知事あて厚生省医務局長回答)

### 照会

今般厚生省、全国厚生文化農業協同組合連合会共同編集で発行される「厚生文化」第 33 号紙上において、標記法人制度が特に個人経営の病院等に税金攻勢による経営面の打開策として、判定されるやの解釈を登載していますが、右はさきに開催せられました、全国医務課長会議において貴課よりの説明の内容と相違するものと認めますが、この点如何なるものか至急何分の御回答を御願ひ致します。

### 回答

昭和 25 年 8 月 1 日医第 676 号で貴県衛生部長から照会のあった標記の件に関しては、さきに送付した事務次官通牒にも指示せられた通り、本制度の趣旨は主として個人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、容易に法人格取得の途を開き、資金集積の方法を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとすることにある。唯医療機関が医療法人制度を利用することにより、現行税制の関係上税負担の軽減を来すことはあり得ると考えられ、その結果御指摘の誌上掲載のようなことを招来することはあろうが、このことは本制度本来の目的ではなく、医業に対する課税問題についてはむしろ法人たると否とにかかわらず医業一般の問題として根本的に検討の上実現せられるべきものと思料するので御了知相成りたい。